

2025 年度

研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業／
ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／

開拓コース

「NEDO－Front-Runner（FR）」公募要領

受付期間：2025年1月6日（月）～2025年2月26日（水）正午

* 締切直前はシステム混雑等により期限超過となる恐れがありますので、余裕を持った提出をお願いします。

2025 年 1 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部

目次

1. 事業概要	1
1.1. 活動内容および活動（委嘱）期間.....	1
(1) 支援概要.....	1
(2) 活動内容.....	2
1.2. 事業スキームについて	3
2. 応募資格等	4
2.1. 応募資格.....	4
2.2. 留意事項.....	4
(1) 活用する技術シーズについて	4
(2) 技術の活用アイデアについて	4
(3) 研究開発を行う際の注意点について	5
(4) チームを組んでいる方の応募について.....	5
3. FRとしての活動にあたって	6
3.1. 活動計画書・活動報告書の作成、謝金の支払い.....	6
3.2. 活動期間中に作成、提出していただくもの	6
4. 応募方法	7
4.1. 応募書類の作成.....	7
4.2. 提出先及び提出方法	8
4.3. 提出期間.....	9
4.4. 応募に関する留意事項	9
(1) 所属機関、利害関係者等との事前調整等	9
(2) 応募書類に不備があった場合等.....	9
(3) 秘密の保持および個人情報の取り扱い.....	9
5. 選考について	10
5.1. 応募から活動開始までの流れ.....	10
5.2. 審査の方法	10
5.3. 審査基準.....	11
5.4. 選考結果の通知	11
(1) 書面審査結果.....	11
(2) 選考結果（FRとしての決定について）	11
(3) 選考後の手続き	11
5.5. 通知及び公表	12
5.6. スケジュール（予定）	12

6. その他の留意事項	13
6.1. 確定申告について	13
6.2. FR の取り消し	13
6.3. FAQ について	13
6.4. 免責事項.....	13
7. 説明会の開催	14
8. 問い合わせ先	14
【関連資料】	14
【NEP 開拓コースと NEP 躍進コースの違いについて】	15

2025年度 「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業／
ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／
開拓コース「NEDO－Front-Runner（FR）」
に係る公募について

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」の基本計画、年度実施方針に基づき、同事業の「ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／開拓コース」において、ディープテック分野での技術シーズを活用したアイデアの実現可能性調査を行う「NEDO－Front-Runner（FR）」を、以下の通り公募します。

1. 事業概要

1.1. 活動内容および活動（委嘱）期間

FRは、NEDOが委嘱をした事業化支援人材「Accompany Runner（AR）」¹によるハンズオンの指導・助言を受けつつ、自ら起業することも視野に入れながら、技術シーズを活用したアイデア²の実現可能性に関する調査として、以下等の活動を行っていただきます。

- ・技術シーズの活用方法に関する探索活動
- ・技術シーズの深化のための研究開発
- ・アイデアをもとにしたビジネスモデル作成・市場調査・試作品の製作

支援概要、活動内容については、以下の通りです。

（1）支援概要

コース名	ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／ 開拓コース
応募対象者	起業前の個人
活動費	月額25万円（税込）×12か月〔上限：300万円迄〕 ※詳細については「（2）活動内容 ③活動費の支援」をご参照 ください。
活動（委嘱）期間	NEDOが指定する日から2026年3月31日まで （12か月程度を予定）

¹研究開発経験、起業・新規事業立ち上げ経験等を持つ先駆者。FRの壁打ち役となり、研究開発やビジネスモデル構築の方向性などについて種々の助言を行い、必要に応じて想定顧客・技術シーズの活用が想定される現場へのコンタクトをアレンジします。

²自ら起業することも視野に入れながら技術シーズを用いてどのような社会課題をどのように解決したいのか又は解決できるのか、社会へ与えるインパクトはどのようなものか、その技術をどのように世の中へ出すか、といったことに関するアイデアを指します。

(2) 活動内容

①FR の活動内容

FR は、技術の活用アイデアに関する調査活動を行う者として、自らまたは他者が保有する技術シーズの活用方法に関する探索活動や、技術シーズの深化のための研究開発活動を行い、自らが起業することも視野に入れながら、AR と二人三脚でビジネスモデルの構築に向けた活動を行い、その活動結果を、技術シーズを活用したアイデアの実現可能性に関する報告として取りまとめていただきます。

企業や研究機関等に所属していても問題ありませんが、その場合、以下の条件を満たすことが必要になります。(詳細は4. 応募方法をご確認ください。)

- ・ 本活動に従事することへの承諾を所属先から得ること
- ・ 本活動を遂行し得るだけのエフォートを割いていただくこと

FR の主な活動は以下の通りで、原則として全て対応していただきます。

- ・ FR 活動計画書の作成 [活動開始時]
- ・ アイデアの実現可能性調査活動、活動報告書の作成 [毎月]
- ・ スキルアップ研修 (ビジネスモデルの構築方法等) 等への参加 [月1～2回程度]
- ・ 中間報告会 (2025年10～11月頃)、成果報告会 (2026年2～3月頃) への参加
- ・ 合宿 (1泊2日) への参加 (実施予定、変更となる可能性あり)
- ・ 人的ネットワークの構築に資するイベントへの参加 (1回程度)

②AR によるハンズオンの指導・助言について

本事業の対象となる FR は、AR 数名による面談審査を経て、最終的に本事業の Supervisor (SVr) 等で構成される最終選考会で審議の上、決定します。併せて、当該 FR の取組内容等を踏まえ、1名の FR に対して、1名の担当 AR を事務局にて決定します。なお、進捗等に支障があると事務局が判断した場合を除き、担当 AR の変更は行いません。

担当 AR は、FR が行う活動に対して、主に以下の支援を行います。

- ・ ハンズオンの指導・助言 (毎月程度)
- ・ 壁打ち役としてのアドバイス
- ・ 潜在顧客候補等の紹介や、ヒアリングへの同行や仕方の指南
- ・ 必要に応じて、「専門カタライザー」(特定の技術分野の専門家や、法務、知財、会計関係の専門家 (弁護士、弁理士、会計士等) 等) からの助言を得ること

③ 活動費の支援

FR が「技術の活用アイデアに関する実現可能性調査」を実施する活動費として、毎月定額 (25万円) で謝金が支払います。謝金の支払については、毎月、FR からその活動実績を記載した報告書等を事務局に提出していただき、その内容が本事業の趣旨に沿うものであることが確認できた後に、FR の個人口座に振り込むこととなりますのでご注意ください。

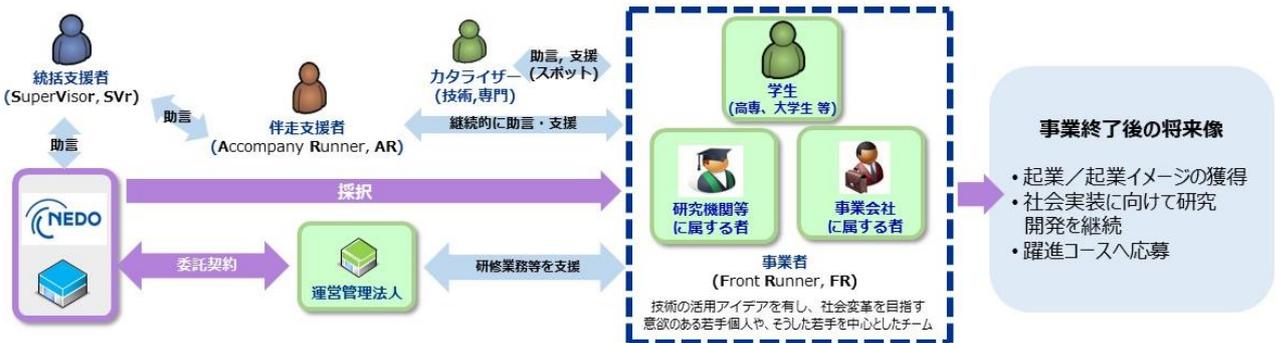
また、本活動費は、研究開発に必要な費用に加え、旅費・交通費や資料購入費など、FR がその活動に必要と判断した費用に充てることができます。なお、本活動費は毎月の支払い時に

源泉徴収税額を差し引いて支払うこととなります*。(本事業で支払う活動費は、確定申告の対象となりますのでご注意ください。)

* 月額 25 万円の活動費の源泉徴収税額は 25,525 円 (250,000 * 10.21%) となるので、お支払額は 22 万円程度となる見込みです。

(参考: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2798.htm>)

1.2. 事業スキームについて



2. 応募資格等

2.1. 応募資格

次に示す内容を全て満たす方が応募可能です。

- ・ FR の活動（委嘱）期間中は、日本国内に居住し、国内で活動可能であること。
（外国籍の方については、日本における滞在及び就労要件を満たしていることが確認できること。）
※他のプログラムや留学により、海外で一時的にでも活動する場合には事前に申し出ること。また、その場合でも可能な限り、本事業の研修等に参加すること。
- ・ 提案する「技術の活用アイデア」を事業化しておらず、法人として経営していないこと。
- ・ 法人の代表者ではないこと。
- ・ 応募者が、企業・研究機関等に所属する場合は、本活動に従事することへの承諾を得て、所属長等からの承諾書の提出ができること。
（「所属長」とは一般的に「特定の人が所属しているチームや部門などを取りまとめているリーダーや長のこと。」を指します。企業や研究機関に所属している方については、ご所属の部門長の方、学生の方は研究室の教員の方や担任の教員の方の承諾を得てください。）
- ・ 活用する技術シーズについて、提案者以外の第三者がその権利を有する場合は、その技術シーズを用いて FR としての活動を行うことについて、当該権利者の同意を得ていること。
- ・ 応募時に未成年者である場合には、FR として委嘱されるまでに親権者等の同意書が提出できること。（応募時には不要。）
- ・ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

2.2. 留意事項

(1) 活用する技術シーズについて

- ・ ディープテック分野（人工知能、ロボット、宇宙航空、エネルギー、ナノテク・材料、ライフサイエンス、IoT 等であって、原子力を除く）で、研究開発要素があるものが対象になります。ディープテック分野に当たるとは言えない技術シーズや、研究開発要素が少ない技術シーズを核とする提案は面談審査（5.2 審査の方法にて後述）の対象になりません。
- ・ 技術シーズを保有していない場合においても、応募者以外の第三者が権利を有する技術シーズを用いて応募することが可能です。

(2) 技術の活用アイデアについて

- ・ 技術シーズを用いてどのような社会的課題をどのように解決したいのか、又は解決できるのか、社会へ与えるインパクトはどのようなものか、その技術をどのように世の中へ出すか（技術を世の中へ出す方法）など、といったことに関するアイデアを指します。
- ・ 応募者やその所属機関が既に取り組んでいる営利事業とは異なる、新たな事業を創出しようものであることが必要です。

(3) 研究開発を行う際の注意点について

FR の活動は「個人」として行うため、以下のような点に注意してください。

- ① 研究開発に必要な資材や薬品が危険物等の場合、個人では購入できない場合がある。
- ② 大学や研究機関の施設利用等を希望する際に、個人では断られる若しくは制限がかかる場合がある。

これらの可能性を踏まえて、応募にあたっては、事前に関係者と調整を行いFRとしての活動を行うことができる状態にしてください。

(4) チームを組んでいる方の応募について

チームを組んでいる個人の方も応募することができます。

その場合、以下の点にご留意ください。

- ・面談審査（5.2 審査の方法にて後述）の対応者は、当該チームの代表者（応募申請者）のみとなります。チームメンバーが対応することはできません。
- ・FR は、個人への委嘱となりますので、謝金の支払い先は、FR 個人になります。
- ・チームメンバー内で、FR の活動を分担することは可能です。その場合には、活動計画書にメンバーの役割分担を記載いただき、活動報告書にて誰がどのような活動を行ったのかを記載いただきます。

3. FRとしての活動にあたって

3.1. 活動計画書・活動報告書の作成、謝金の支払い

FRは、キックオフミーティング（4月頃）の後に、自身の担当ARとの話し合いの上で、FRとしての活動内容（予定）等をまとめた「活動計画書」を作成いただきます。（提出された活動計画書は事務局にて確認。）

その後は、この活動計画書に基づき、毎月活動した内容の実績について「活動報告書」に記載し、担当ARによる確認後、事務局に提出していただきます。提出された報告書等の確認後に、原則として、活動実績月の翌月に謝金として活動費を支払います。（なお、活動計画書作成の翌月から謝金の支払いを開始します。）

活動計画書・活動報告書は事務局が指定するフォーマットに従い、必要事項を必ず記載のうえ、締め切り日までに必ず提出してください。提出されない場合や、事務局からの指摘を修正しないには、実績として認めることができず、謝金の支払いが不可となるためご注意ください。

3.2. 活動期間中に作成、提出していただくもの

FRにおいては、活動期間中に、担当AR等から指導や助言を得た上で、以下の書面を作成し、提出していただく必要があります。

活動計画書	技術の活用アイデアの実現可能性に関する調査のための活動内容や、必要経費の支払い計画等をまとめたもの。 (活用する技術そのものを変更する等、アイデアを大きく変更する場合にはARと相談の上、事務局への連絡が必要。)
活動報告書	活動期間中、毎月の活動実績の内容、活動時間等をまとめたもの。(併せて、その他必要に応じて追加の資料を提出。)
報告会用のピッチ資料	活動期間中の中間報告会、成果報告会等向けの資料。
成果報告書	活動期間における活動の実績や、活動費の支出内容、活動によって得た成果(技術シーズを活用したアイデアの実現可能性に関する報告)等を取りまとめたもの。(活動期間終了時迄に提出。)

4. 応募方法

4.1. 応募書類の作成

応募者は、本要領に従って、日本語にて以下の提出書類（最大3点）を作成のうえ、「4.2.提出先及び提出方法」に記載のあるアップロード先から提出してください。書類の提出漏れ、必要事項の記載漏れがある場合には受理できません。

応募は、1名に対して1テーマに限ります。（同一人物が複数のテーマで応募することはできません。）

(1) 応募者の「プロフィールシート」〔全員必須〕

- ・フォーマットの記載内容に従い、すべての項目を記載願います。
- ・NEDO 賞を受賞された方は、こちらの経歴欄にご記載ください。

(2) 応募者が考える「技術の活用アイデア」等説明資料 〔全員必須〕

- ・様式はなく、フォーマットは自由ですが、以下の項目すべてを資料上に記載願います。
- ・PDF形式で提出してください。(30枚以内 ※制限枚数を超えた場合には減点することがありますので、ご注意ください。)
- ・「5.2.審査の方法」に記載のある面談審査の際に、本資料を用いて提案内容の説明を3分程度で説明していただきます。(説明時には本資料すべてを使っていただく必要はございません。)

「技術の活用アイデア」等説明資料の記載項目	
記載項目	記載内容
① 応募者の情報	・ 応募者（代表者）の氏名、所属先、専門分野、実施テーマの名称 ・ (チームメンバーがいる場合) 各メンバーの役割分担 ・ 応募理由、これまでの取組み ・ AR に求めたいこと
② 活用する技術シーズ	活用予定の技術シーズについて、その内容（どのディープテック分野に当たるのか、どのような研究開発要素があるのか等）を専門家でない人にもわかるように簡潔に説明してください。 また、応募者自身が技術シーズを保有していない場合には、活用予定の技術シーズ及びその活用方法の探索方法等を記載してください。
③ 現時点での技術の活用アイデア	技術シーズを用いて、 ・ どのような社会的課題をどのように解決したいのか、又は解決できるのか ・ 社会へ与えるインパクトはどのようなものか ・ その技術をどのように世の中へ出すか といったことに関するアイデアを自由に記載してください。

④ FRとしての活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動場所 ・大まかな活動計画（技術シーズに係る開発課題の克服、技術の活用アイデアの実現に向けた行動等） ・必要な経費内訳（大まかなものでかまいません）
⑤ FRとして活動することへの意気込み	提案内容にとらわれず、自由に記述してください。

(3) 応募者が、企業・研究機関等に所属する場合は、所属長の承諾書。**【該当者のみ】**

※「所属長」とは一般的に「特定の人が所属しているチームや部門などを取りまとめているリーダーや長のこと。」を指します。企業や研究機関に所属している方については、ご所属の部門長の方、学生の方は研究室の教員の方や担任の教員の方の承諾を得てください。

4.2. 提出先及び提出方法

作成した応募書類の電子データを、以下の提出先にアップロードしてください。

【提案書類の電子データのアップロード先】

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/4sujpithe2dn>

- ・ web 入力フォームから、必要情報の入力と応募書類のアップロードを行ってください。
- ・ アップロードするファイルは、一つの zip ファイル (25MB 以内) にまとめてください。
- ・ 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けることができません。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。（年月日＋6桁の数字＋4桁の数字＋1～2桁の数字＋3桁の数字＋enquete：例）20250106-194150-6656-22-035- enquete)
- ・ 審査結果発表時にこちらの受付番号を用いて発表します。必ずご自身の番号を控えておいてください。
- ・ 変更・修正による再提出時には、先に提出された際に付与された受付番号を入力してください。なお、再提出の場合には、改めて全資料を提出していただきます。
- ・ 再提出された場合は、再提出後の受付番号を用いて審査結果発表を行いますので、必ず最後に提出した受付番号を控えておいてください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の応募者から複数提出された場合は、最後に提出された書類のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されます。「受理番号の表示」までを下記の提出期間内に完了してください。
- ・ 入力やアップロード等の操作途中で提出期限を過ぎてしまった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕を持って提出してください。

4.3. 提出期間

2025年1月6日(月)～2025年2月26日(水) 正午 アップロード完了

提案書が期限までに提出されなかった場合や、書類に不備がある場合は、受け付けません。

4.4. 応募に関する留意事項

(1) 所属機関、利害関係者等との事前調整等

応募にあたっては、応募者の責任において、FRとしての活動を行うことで第三者の権利（知的財産権、研究施設・設備の利用等）を侵害しないことを、応募者（代表者）及びチームメンバーの所属機関（企業、研究機関、大学等）や、利害関係のある機関、関係者等に対して必ず事前に確認・調整の上で応募していただくようお願いします。

(2) 応募書類に不備があった場合等

- ・ 応募資格を満たさない応募者からの応募、または記載等に不備がある応募書類について提出期限までに修正し、再提出ができない場合は、応募自体を無効といたします。
- ・ 応募者が考える「技術の活用アイデア」等説明資料の記載項目である「活用する技術シーズ」について、ディープテック分野に当たるとは言えないものや、研究開発要素が少ないものを核とする提案は面談審査の対象になりません。
- ・ 提出された応募書類は返却いたしません。

(3) 秘密の保持および個人情報の取り扱い

- ・ NEDO は、応募書類については、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに従い定められた関係規程により、厳重な管理のもと一定期間保存します。
- ・ 応募書類は、選考に係る審査のために使用します。このため、外部専門家等（評価者）に応募書類を郵送等にて送付する場合があります。
- ・ 今回取得した個人情報については、法令等に基づく場合を除き、選考に係る審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、NEDO 及び NEDO が必要と認めた者が、成果発表会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等において利用することがあります。
- ・ NEDO が別途委託する運営管理法人及び NEDO が本事業を行うにあたり必要と認めた者に対し、必要に応じて応募書類および応募時に取得した情報等を提供することがあります。

5. 選考について

5.1. 応募から活動開始までの流れ

NEDO は、「2.1.応募資格」を満たす応募者について、以下の「5.2.審査の方法」及び「5.3 審査基準」に基づき選考を行い、最終的に本事業の SVr 等で構成される最終選考会で審議の上、FR を決定します

5.2. 審査の方法

審査は「書面審査」および「面談審査」を実施します。「面談審査」は以下の要領で実施します。

- ・ 審査方法：オンライン面談
- ・ 面談時間：応募者 1 名あたり 20 分程度
- ・ 実施時期：2025 年 3 月中旬～下旬（予定）
※事務局から確定した面談時間の公表を NEDO のウェブサイトで行いますので、必ずご確認ください。面談時間の変更は原則不可とします。万が一どうしても対応ができない場合には、理由と共に事務局へご連絡ください。
※面談時間開始 5 分を経過しても面談に現れない場合には、辞退とみなし、再度の面談調整は行いません。
- ・ 面談対応：応募者 1 名に対し、AR 数名他で面談を実施
- ・ 面談内容：事務局からの確認事項、自己紹介及び提案内容の説明（3分程度、提出資料をご自身で投影可）、質疑応答等
(応募者は日本語又は英語にて面談対応を行うことが可能です。)

審査は全て非公開で行います。また、審査の経過等、審査の具体的な内容に関する問い合わせには応じられません。なお、事務局記録用のために、面談の様様を録音・録画させていただく場合があります。

5.3. 審査基準

人物面を重視して審査します。主に、次の観点等により審査します。

①事業の趣旨に合致した人物か	<ul style="list-style-type: none">・特定の社会的課題を憂慮し、技術シーズを活用しその課題解決に向けて積極的に行動する意思や行動力を有しているか。・AR等の指導、助言を必要としているか。
②育成対象とすべき人物か	<ul style="list-style-type: none">・活用する技術シーズの内容や、考えている行動計画について、筋道を立てて説明できるか。・リーダーシップ、思考の柔軟性、協調性等を有しているか。・予定している活動内容は、技術の活用アイデアの実現に向けて適切か。
③活用する技術シーズは妥当か	<ul style="list-style-type: none">・技術シーズに関して、ディープテック分野であって技術的な課題の解決へアプローチできるか。・将来性のある技術シーズであって、研究開発要素があり競合他者より優れたものと思われるか。
④技術の活用アイデア等は適切か	<ul style="list-style-type: none">・アイデアが他者に負けないユニークなものであるか。・ターゲットとなる市場の成立可能性があると思われるか。
⑤その他	<ul style="list-style-type: none">・応募者が、応募時点で満40歳未満の場合、本審査において一定の加点措置を行います・NEDOが後援等を行った地域のピッチイベント等でNEDO賞を受賞した者が応募された場合、本審査において一定の優遇措置を行います。・提出資料の制限枚数を超えた場合には減点することがあります。

5.4. 選考結果の通知

(1) 書面審査結果

「4.2.提出先及び提出方法」に記載のある応募番号を用いて面談審査の日時と併せてNEDOのウェブサイトにて公表します。

(2) 選考結果 (FRとしての決定について)

NEDOから該当する応募者に対し、通知を行います。なお、FRの決定の場合には、担当ARを同時に通知します。

(3) 選考後の手続き

選考結果通知後、FRとしての委嘱手続きを行います。委嘱後にFRとしての活動がスタートすることになります。

5.5. 通知及び公表

FRについては、FRの氏名、実施テーマの名称、担当ARの氏名をNEDOのウェブサイト上に公表します。なお、個別の事情等により、採択された個人名の公表がその時点で適切ではない場合には、一時的にその公表を留保し、速やかにかつ適切な時点で公表することとします。

なお、FRとして決定しなかった応募者は、氏名等の公表は行いませんが、関係府省等からの依頼・問い合わせ等に対して、NEDOにおいて回答することが妥当と判断した場合、該当機関に対して応募者名等を回答する場合があります。

5.6. スケジュール（予定）

2025年

1月6日：公募開始

2月26日正午：公募締め切り

2月下旬～3月上旬：書面審査

3月中旬～3月下旬：面談審査（最終選考会）

3月下旬：採択者の決定

4月上旬～4月中旬：FRとしての委嘱手続き

4月下旬：活動計画書の作成

4月下旬～：活動計画書に則り本活動開始

2026年

3月31日：事業終了

6. その他の留意事項

6.1. 確定申告について

本事業でFRに対して支払われる謝金については、基本的に雑所得として整理され謝金が支払われている期間に関する確定申告が必要となります。

ただし、謝金のうち、FRとして活動するために使用した費用については、所得ではなく必要経費とすることができます。（所得が20万円以下の場合は確定申告が不要となります。）必要経費とするためには、使用した費用を私用とFR活動用とで明らかに分けることが必要となるほか、領収書の保存等を行う必要があります。

また、確定申告で確定した所得額によっては、翌年度の住民税に影響が発生するほか、現在扶養者の方については、扶養の対象から外れる場合があります。

確定申告の詳しい内容については、管轄の税務署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

6.2. FRの取り消し

応募書類及び活動報告書等について、その記載内容が虚偽であることが判明した場合もしくはFRとしての活動をSVr・AR・NEDOが不適切と判断した場合、FRの解嘱を行い、支払った謝金額の返還を求める場合があります。

6.3. FAQについて

公募や採択後の事業内容等に関する質問や具体事例をまとめたFAQをNEDOのウェブサイト（本公募ページ）に掲載しておりますので、応募前にご確認ください。

6.4. 免責事項

NEDO、運営管理法人、AR及びSVrは、故意又は重過失がある場合を除き、本事業の実施に際して、FR側に生じた損害等については、一切の責任を負わないものとします。

7. 説明会の開催

説明会については、複数回オンラインにて実施予定です。

日程等の詳細は、NEDO のウェブサイト（本公募ページ）にて、ご確認ください。

8. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、メールでのみ受け付けます。以下の問い合わせ先までご連絡ください。但し、選考経過・不決定理由等に関する問い合わせには応じられません。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

スタートアップ支援部 NEP 事務局

メールアドレス：NEP@nedo.go.jp

【関連資料】

- 「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」基本計画
- 「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」実施方針
- プロフィールシート（〔全員必須〕の提出書類フォーマット）
- 承諾書（〔該当者のみ〕の提出書類フォーマット）
- FAQ
- 公募説明資料
- SVr リスト
- AR リスト

【NEP 開拓コースと NEP 躍進コースの違いについて】

- ・ NEDO の NEP 事業は、「開拓コース」「躍進コース」の 2 コースがあり、本公募要領は「**開拓コース**」に関するものです。
- ・ 両コースの主な違いは以下の通りです。

【NEP 開拓コース/躍進コース比較表】		
コース	開拓コース（本公募）	躍進コース(参考：2024 年度公募)
年齢制限	なし（※ただし若手人材（40 歳未満）の方は優遇）	なし
応募者像	✓ 技術シーズを持ち、技術の活用アイデアを有する者でこれから、 <u>事業化を目指すにあたり、まずはビジネスモデルを具体化したいと考えている人</u>	✓ 技術シーズを持ち、一定のビジネスモデルを有する（顧客像、市場が想定されており、資金調達方法や差別化ポイントを検討している）
事業期間中の取組み	✓ アイデアをビジネスモデルへ具体化	✓ ビジネスモデルのブラッシュアップ、研究開発
支援金額	✓ 最大 300 万円（税込）	✓ 最大 500 万円又は 3000 万円
事業終了時のイメージ	✓ ビジネスモデル構築 ✓ 研究開発の方向性が定まること	✓ （法人設立前の場合）起業 ✓ （法人設立している場合）VC 等からの資金調達を実現